

# 企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：全世界途上国の低炭素・脱炭素成長のための透明性  
枠組み情報収集・確認調査（QCBS）

調達管理番号：20a00318

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

第4章 契約書（案）

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ（PDF）」とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>
---

2020年8月12日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

## 第1章 企画競争の手続き

### 1. 公示

公示日 2020年8月12日

### 2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界途上国の低炭素・脱炭素成長のための透明性枠組み情報収集・確認調査 (QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年11月～2021年7月

上記の契約履行期間を分割する想定はありません。

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

### 4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)

担当者：契約第一課 小嶋良輔 [Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp](mailto:Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp)

注) プロポーザル・見積書の持参及び郵送による受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

## 5. 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR（Terms of Reference）を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。（本件には該当者なし）

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### (5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

## 6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

### (1) 質問提出期限

2020年9月2日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（[outm1@jica.go.jp](mailto:outm1@jica.go.jp)宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

## 7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年9月11日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書とも、電子データ（PDF）での提出とします。

上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼\_（調達管理番号）\_（法人名）」）

なお、具体的な提出方法につきましては「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> )

(3) 提出先：当機構調達・派遣業務部より送付された格納先

(4) 提出書類：プロポーザル及び見積書

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき
- 4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

## 8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

### 技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

## 2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

## 3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

## (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2019年10月6日（火） 10時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構内 会議室

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面ではない方式で実施します。

詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

## (4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が高同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

### (1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2020年10月9日（金）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトにて公開することとします。

- 1) 競争参加者の名称
- 2) 競争参加者の技術評価結果  
以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
  - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
  - ②業務の実施方針等
  - ③業務従事予定者の経験・能力
  - ④若手育成加点（該当する場合）
- 3) 競争参加者の価格評価結果  
見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

### (2) 契約交渉権者との契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉権者には、契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

#### 1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、契約交渉権者のプロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

#### 2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持つておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

#### 3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事が確定している業務従事者リスト（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求められる場合があります。

### (3) 契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができないと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知します。

契約交渉権者との契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めることはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

### (4) 技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（[e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp)（※アドレス変更））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

## 10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### （1）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### （2）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### （1）反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

### 13. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2章 特記仕様書案

### 1. 調査の背景

JICAは、国家温室効果ガス（GHG）インベントリ策定能力向上支援を目的とした技術協力プロジェクトを2か国で実施済み、他2か国で実施中である。インドネシアにおいて2010～2015年、ベトナムにおいて2011～2014年、それぞれGHGインベントリ策定能力向上のための技術協力プロジェクトを実施した。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のウェブサイト上で最近の両国の報告書提出状況を確認したところ、インドネシアは2018年に国別報告書、2016年・2018年に隔年報告書（BUR）、ベトナムは2019年に国別報告書、2014年・2017年にBURを提出しており、JICAの支援が両国の継続的な報告書策定・提出の基盤整備に一定程度貢献したといえる。モンゴルとパプアニューギニア（PNG）において、2017年からGHGインベントリの継続的かつ定期的な策定・改善を目指す技術協力プロジェクトを実施中である（いずれも4年間、2021年終了予定）。

2015年のUNFCCC締約国会議で合意したパリ協定では、世界共通の長期目標を掲げ、先進国だけでなく途上国においても排出削減の努力を求め、2020年以降のGHG排出削減目標を定めることとなっている。パリ協定の実効性を担保するため、各国の取り組みの進捗状況に係る情報を定期的にUNFCCCに報告し、専門家によるレビューを受けることが、パリ協定第13条「透明性」に定められている。これは、「強化された透明性枠組み」と呼ばれ、パリ協定に基づく各国の対策・支援の実施を事後的に報告し、国際的にレビューする仕組みである。「強化された透明性枠組み」では、各国の国別約束（NDC）の実施・達成状況について隔年透明性報告書（BTR）を通じて報告することとなっている。単一の枠組みとしつつも各国の能力・状況に応じた柔軟性も確保しているが、原則として、先進国・途上国ともに共通のルールに従い2年毎の報告書提出が義務付けられている。BTRは、NDCの実施・達成状況に係る情報と国家GHGインベントリ報告書で構成され、2024年12月末までに第1回BTRを提出することが求められている。パリ協定およびパリルールブックに基づいて、途上国もBTRの提出に向けて準備を進めることになり、これまでと同様の報告義務への対応に加えて、NDCの実施・達成状況という新たな報告義務への対応に直面する。

JICAは、上述のとおり、GHGインベントリ策定能力強化に特化した支援を行っているが、強化された透明性枠組みのもとで要求される報告事項への対応が求められる途上国においては、GHGインベントリに加えてNDCの実施進捗状況の取りまとめのための情報・データの整備、国内体制の整備が必要となる。GHGインベントリも、従前とは異なる報告要求事項（例えば対象ガス等）への対応も必要となる。途上国におけるパリ協定・パリルールブックのものとBTR作成のための能力強化を行うため、途上国における現状・課題・支援ニーズを把握し、具体的なプロジェクト活動の検討を行うため、本調査を実施することとした。

### 2. 調査の目的

本調査は、強化された透明性枠組みの構築に関する国際社会及び各国における議論・取り組みの状況・課題、パリ協定の報告義務の遵守を目指す途上国における協力ニーズに係る情報収集・整理を通じ、今後の支援対象国・地域・方針の検討に必要な情報を確認することを目的とする。

### 3. 調査対象地域

全世界

国内における関連報告書、文献・インターネット等による分析及び国内関係者へのヒアリング、発注者との協議等を経て、東南アジア・大洋州地域及び南アジア地域より3か国を選定し現地での調査を実施する。

### 4. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するために、「5. 調査方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「6. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「7. 成果品等」に示された報告書を作成し、発注者に対して説明・協議の上、提出するものとする。

### 5. 調査方針及び留意事項

- (1) 関係機関・有識者からのヒアリング

本調査を進めるにあたり、情報収集・分析、提案の網羅性・妥当性等を検証するとともに、専門的な見地から示唆を得るため、強化された透明性枠組みの支援を行う他の援助機関を含む国内外の関係機関等からヒアリングを行うこと。候補となるヒアリング先は以下の通りである。

- 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）
- 透明性枠組み関連の支援を行う援助機関（国連開発計画（UNDP）等）
- 透明性枠組み関連の調査研究を行う機関（地球環境戦略研究機関（IGES）等）

#### （２） 実施済み・実施中の事例の参照

他の援助機関による GHG インベントリ策定能力強化支援、強化された透明性枠組み構築支援の事例に係る情報収集・整理を行い、支援対象国・地域の選定、具体的な支援内容の検討において活用する。JICA および日本の関係機関が過去に実施した協力、実施中の協力についても同様に情報収集・整理を通じて教訓を抽出し、効果的な支援策を検討・提案する。

### 6. 調査の内容

#### （１） 国際的議論・交渉の動向と各国の取り組み状況

強化された透明性枠組み、GHG インベントリ策定に係る国際的議論・交渉の動向、各国の取り組み状況、援助機関の支援状況について、最新情報を収集・整理する。各国の取り組み状況の情報収集においては、各国の報告書の作成・提出状況に加え、提出された報告書の内容・質の確認、報告書作成に係る国内の実施体制・制度・国の基礎的統計・科学的データの整備状況に係る情報収集・整理を行う。パリ協定のもとでの透明性報告書の要件として、GHG インベントリ・NDC の進捗に係る情報は必須であり、適応に係る情報は必須ではないが、本調査においては各国の適応に係る情報の取りまとめ・報告の状況についても情報収集・整理を行う。また、パリ協定においては途上国も報告書の提出が義務付けられることから、ESG（環境・社会・ガバナンス）投資等の投資判断における報告義務の遵守状況の影響についても情報収集・整理を行う。

#### （２） 支援対象国・地域のスクリーニング

新たな支援対象国・地域について、協力効果・インパクトの大きい国・地域を選定するためのスクリーニング項目、方法を検討する。スクリーニングの際には、当該国の取り組み状況や他の援助機関の支援状況等を勘案し、必要に応じて国内外の関係機関等へのヒアリングを実施し、発注者と協議の上、今後の協力ポテンシャルが高いと想定される現地調査対象国（東南アジア・大洋州および南アジア地域から 3 か国）を提案する。

#### （３） 現地調査の実施

選定された 3 か国に対して、現地調査を行う。各国 1～2 回の調査を予定し、1 回目の調査で各国に対して調査の概要説明、情報収集を行い、2 回目追加の情報収集と協力内容に係る提案・協議を行う。

- GHG インベントリを含むパリ協定に基づく透明性報告書取りまとめ機関の体制の現状と課題
- 報告書取りまとめに係る国内体制・制度の現状と課題
- GHG インベントリ提出を含む UNFCCC の遵守状況
- NDC の実施進捗と適応に係る情報の取りまとめ状況と課題
- 他の援助機関による透明性枠組み・GHG インベントリに係る支援状況と計画

#### （４） 現地調査対象国における協力内容の検討

上記（１）～（３）を踏まえて、現行の GHG インベントリ技術協力プロジェクトの次の支援候補国・地域における技術協力プロジェクトの協力内容の提案を行う。効果の最大化に向けて、JICA の他のプロジェクトや他の援助機関等との連携も積極的に考慮する。取りまとめにあたっては、JICA・他の援助機関等の事例に基づく効果的な支援アプローチ・方法、過去の教訓等を抽出し、発注者に説明・協議を行い、実現性の高い協力内容の取りまとめを心がける。

### 7. 成果品等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。

#### （１） スクリーニング報告書（電子データ）

スクリーニングまでの進捗状況。2021 年 1 月中旬。和文 1 部。

- (2) ドラフトファイナルレポート（簡易製本）  
現地調査結果を含む全業務結果。2021年6月11日。和文・英文（部数各5部）。
- (3) ファイナルレポート（製本）  
2021年7月30日。和文・英文（部数各5部）。CD-R 1部。

ドラフトファイナルレポートおよびファイナルレポートの巻頭には、10ページ程度の要約（和文・英文）を含めることとする。なお、関係者との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて適宜プレゼンテーション資料・概要版（和文・英文）を作成すること。

別紙：報告書目次案

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務: GHG インベントリの作成・制度整備の能力強化支援に係る各種業務

- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法  
1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制 (無償資金協力を想定した協力準備調査の場合)
- 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ (副業務主任者の配置) の適用を認めません。

##### 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者/透明性枠組み1 (2号)
- 透明性枠組み2/GHG インベントリ (3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

#### 【業務主任者 (業務主任者/透明性枠組み1)】

- a) 類似業務経験の分野: パリ協定の透明性枠組み制度に係る各種業務、GHG インベントリの作成・制度整備の能力強化支援に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: 東南アジア・大洋州・南アジア地域および全世界
- c) 語学能力: 英語

#### 【業務従事者 (透明性枠組み2/GHG インベントリ)】

- a) 類似業務経験の分野: GHG インベントリの作成・制度整備の能力強化支援に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域: 東南アジア・大洋州・南アジア地域および全世界
- c) 語学能力: 英語

### 2. 業務実施上の条件

#### (1) 業務工程

契約期間は2020年11月に始まり、2021年7月下旬にファイナルレポートを提出する予定とします。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査対象国においても入国・渡航制限措置や入国可能な場合であっても入国後の自己検疫等の措置が課される等、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっています。上記の調査工程は契約締結時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構いません。ただし、柔軟な調

査工程の見直し等が必要となる可能性も相応に認められることから、調査工程については契約交渉時点ないし契約締結後に現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定します。

## (2) 業務量目途と業務従事者構成案

### 1) 業務量の目途

現地調査と国内作業の合計約 16 人月 (M/M)

想定渡航回数：現地調査対象国 3 か国の各国 3 名×2 回、ただし、より効果的効率的な渡航計画があればプロポーザルで提案して差し支えありません。

### 2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成を提案してください。

- ① 業務主任者／透明性枠組み 1 (2 号)
- ② 透明性枠組み 2／GHG インベントリ (3 号)
- ③ 透明性枠組み 3／NDC・適応
- ④ 遵守状況とその影響

### (3) 現地傭人

業務従事者の補助として、現地傭人の雇用を認めます。経費については、当初契約に含めず現地調査対象国決定後に契約変更を行う想定とします。

### (4) 対象国の便宜供与

原則として、JICA 事務所・支所が存在する国を対象とする予定です。主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し調査協力を依頼するとともに、必要に応じ JICA 事務所・支所から関係機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行います。

### (5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意ください。現地の治安状況については、JICA 事務所・支所、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・支所と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所・支所と緊密に連絡をとるよう留意ください。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載願います。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ることとします。

### (6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談願います。

## 3. 業務従事者の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注 1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注 2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注 3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、

プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。  
注4）補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

## （2）外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

## 5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

（URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation\\_qcbs.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)）

- （1）第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれ作成してください。（本件には該当しない。）
- （2）以下の費目については、見積書とは別に見積り金額を提示してください。
  - 1）旅費（その他：戦争特約保険料）
  - 2）一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
  - 3）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- （3）以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、本見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。
  - 1）旅費（航空賃）：98,600 千円
  - 2）旅費（その他旅費）：27,600 千円
  - 3）一般業務費：2,086 千円現地調査対象国は、調査期間中に決定することから、当初契約においては旅費（航空賃及び日当・宿泊費）及び一般業務費を除外し、現地調査対象国決定後に契約変更にて対応します。  
なお、現地再委託による調査は想定していません。
- （4）現地 MM については 6.5MM を目安として報酬を本見積りに含めてください。
- （5）見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は 10% です。
- （6）業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

## 6. 配布資料／閲覧資料等

### （1）配布資料

なし

### （2）公開資料

- ・ インドネシア国気候変動対策能力強化プロジェクト サブプロジェクト 3 国家温室効果ガス GHG インベントリ作成体制構築プロジェクト事業完了報告書 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12262564.pdf>)
- ・ ベトナム国国家温室効果ガスインベントリー策定能力向上プロジェクト終了時評価調査報告書 (<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12176616.pdf>)
- ・ ベトナム国国家温室効果ガスインベントリー策定能力向上プロジェクト事後評価結果 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_0900449\\_4\\_f.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_0900449_4_f.pdf))
- ・ PNG における持続可能な GHG インベントリシステム構築のための能力強化プロジェクト事業事前

- 評価表 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_1500255\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1500255_1_s.pdf))
- ・ モンゴル国国家温室効果ガスインベントリの継続的な改善サイクル構築及び能力強化プロジェクト事業事前評価表 ([https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017\\_1500394\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1500394_1_s.pdf))

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

別紙  
プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(40)</b>	
(1) 業務実施の基本方針的的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(50)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>(34)</b>	
	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ</b>
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／透明性枠組み1</u>	<b>(34)</b>	<b>(-)</b>
ア) 類似業務の経験	13	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	-
ウ) 語学力	6	-
エ) 業務主任者等としての経験	7	-
オ) その他学位、資格等	5	-
② 副業務主任者の経験・能力：	-	<b>(-)</b>
ア) 類似業務の経験	-	-
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	-
ウ) 語学力	-	-
エ) 業務主任者等としての経験	-	-
オ) その他学位、資格等	-	-
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	<b>(-)</b>	<b>(-)</b>
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	-
<b>(2) 業務従事者の経験・能力：<u>透明性枠組み2／GHG インベントリ</u></b>	<b>(16)</b>	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	
<b>(3) 業務従事者の経験・能力：</b>	<b>(-)</b>	
ア) 類似業務の経験	-	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ウ) 語学力	-	
エ) その他学位、資格等	-	



## 第4章 契約書（案）

### 業務実施契約書（案）

1 業務名称	【案件名】
2 業務地	【国名（地域名）】
3 履行期間	2000年00月00日から 2000年00月00日まで
4 契約金額	円 (内 消費税及び地方消費税の合計額 円)

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約書の構成）

第1条 本契約は、本契約書本体の他、本契約の一部としての効力を持つ次に掲げる各文書により構成される。

- （1）業務実施契約約款（以下「約款」という。）
- （2）附属書Ⅰ「共通仕様書」
- （3）附属書Ⅱ「特記仕様書」
- （4）附属書Ⅲ「契約金額内訳書」

（監督職員等）

第2条 約款第6条に定める監督職員及び分任監督職員は以下の職位にあるものとする。

- （1）監督職員：●●部●●課（●●チーム）の課長
- （2）分任監督職員：なし

（契約約款の変更）

第3条 本契約においては、約款のうち、次に掲げる条項については、約款の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第14条 契約金額の精算  
第5項第1号を削除する。

（共通仕様書の変更）

第4条 本契約においては、附属書Ⅰ「共通仕様書」のうち、次に掲げる条項については、共通仕様書の規定によらず、次のとおり変更するものとする。

- （1）第9条 業務関連ガイドライン  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2020年4月）」を削除し、  
「（7）コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS対応新方式）（2020年4月）」を挿入する。
- （2）第27条 航空賃の取扱い  
本条を削除する。

#### 【オプション1：部分払を設定する場合】

（部分払）

第〇条 約款第17条第1項に定める部分払の対象とする一部業務については、以下の各号のとおりとする。

<例>

- |   |
|---|
| <p>(1) 第1回部分払：第〇次中間報告書の作成<br/>(中間成果品：第〇次中間報告書)</p> <p>(2) 第2回部分払：ドラフトファイナルレポートの作成<br/>(中間成果品：ドラフトファイナルレポート)</p> |
|---|

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自1通を保持する。

2000年〇〇月〇〇日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 植嶋 卓巳

受注者

## 業務実施契約約款

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「契約約款」に示す通りとします。

## 附属書 I 「共通仕様書」

※ 機構ウェブサイト「調達情報」> 調達ガイドライン・様式 > 様式 業務実施契約  
([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))にある「附属書 I (共通仕様書)」に示す通りとします。

## 別紙

### 最終報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。

#### 第1章 調査の概要

- 1-1 調査の背景・目的
- 1-2 調査方法（基本方針、調査工程、要員計画（実績））

#### 第2章 調査結果

- 2-1 UNFCCC の報告書提出への対応状況
- 2-2 透明性報告書提出に向けた取り組み状況
- 2-3 透明性枠組み・GHG インベントリに係る支援状況
- 2-4 報告書義務の遵守状況の影響

#### 第3章 協力内容の提案

- 3-1 現地調査対象国 1 における協力内容
- 3-2 現地調査対象国 2 における協力内容
- 3-3 現地調査対象国 3 における協力内容